令和８年（フ）第４８５０号
大阪府吹田市江坂町１丁目４番28―1002号
債務者　森　　康之
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤岡　天斗
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７２５号
大阪府守口市紅屋町５番３―202号
債務者　弘中　武尊
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清原　直己
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５３９号
大阪市城東区蒲生２丁目10番31―1303号
債務者　大友　佑真
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　八城　武夫
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８３４号
大阪市浪速区元町１丁目３番18―702号
債務者　松村　幸美
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　角　　憲和
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９４２号
大阪市福島区玉川２丁目13番38―506号
債務者　麻角健太郎
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青木　　優
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１５１０号
千葉市稲毛区長沼町145番地33
債務者　菅沼　瑠美
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　市川　　剛
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６２２号
千葉県市川市広尾１丁目10番２―404号（ダイアパレス広尾公園）
債務者　原口　千鶴
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青木　達也
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６３１号
千葉県船橋市高根台２丁目１番４棟504号
債務者　渡邉　市郎
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　稲富　　彬
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６３６号
千葉県市川市福栄４丁目１番12―206号（トモエビル）
債務者　高山　大樹
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平澤　梨奈
４　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６６８号
千葉県八千代市高津1518―２、住民票上の住所千葉県八千代市村上1113番地１　２街区10棟1002号
債務者　鈴木　嗣郎
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川名　秀太
４　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５２６号
千葉県八千代市八千代台西１丁目５番地９
アットリラ八千代台西Ｂ103号室
債務者　坂本龍之介
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂口　　靖
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第５６８号
大阪府泉大津市春日町１番11―903号
債務者　炭火焼肉あんしんこと　中澤　貴司
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大住　　洋
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５８４号
大阪府泉南郡熊取町朝代東１丁目８番50号、前住所大阪府泉南市信達大苗代62番地　泉南一丘団地７棟103号
債務者　木下　香代
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　別城　尚人
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４９８８号
大阪府四條畷市田原台９丁目10番８号
債務者　加藤由美子
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内芝　良輔
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０３１号
大阪市住之江区南港中３丁目４番13―105号
債務者　西田　一三
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荻原　星治
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５７号
大阪府貝塚市王子894番地
債務者　出原　一幸
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川瀬まやな
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１２３号
山形県米沢市御廟２丁目４番16―６号　ライオンズハイツＴ―206号室
債務者　佐藤　宗一
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第１３２号
愛知県豊橋市中郷町172番地２　中郷パレス３Ｆ
債務者　渡邉　那月
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１４５７号
名古屋市北区桐畑町100番地　市営如意荘Ｔ４棟403号、従前の住所名古屋市守山区笹ヶ根１丁目505番地　フォレスト釜ヶ洞103号
債務者　小橋　祐輝
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９０５号
愛知県知多郡武豊町字口田54番地５　コスモ武豊Ⅱ201号
債務者　妹尾　　瞭
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部